京都市告示第２４０号

京都市市税条例第２７条の６第４項の規定に基づき，市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は，次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を，同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

平成３０年８月７日

京都市長　門川　大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使　　途	適用区分
特定非営利活動法人上賀茂神経リハビリテーション教育研究センター	京都市北区上賀茂西河原町１番地の１	当該法人の主たる目的である業務	平成３０年５月１日から平成３５年４月３０日に支出された寄附金

（行財政局税務部税制課）